12

粕屋南部消防組合消防本部志免町大字田富170 ☎0935-5111 URL: http://www.kasuyananbu-shobo.jp/

住宅用火災警報器の設置促進のため消防職員が 戸別訪問した結果を、お知らせいたします。

県では、平成21年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義 務付けられました。

粕屋南部消防組合消防本部では、平成24年度から3年間かけて、管内6町の 全ての戸建て住宅を対象に住宅用火災警報器の設置調査を実施し、42,840戸 の住宅を訪問いたしました。皆さんのご協力ありがとうございました。その結 果、残念ながら戸建て住宅における各町においての設置率が6割にも満たない 結果となりました。

住宅火災による死者数は、住宅用火災警報器の設置がある場合は、設置なし の場合と比較して3~4割減少するという全国の統計が出ています。

当本部管内においても、平成19年~平成26年の住宅火災の死者数は、住宅 用火災警報器が設置されていない場合では住宅火災89件中11名が亡くなら れておりますが、設置されていた場合では、住宅火災38件中の死者は発生して おりません。まだ設置されていない場合は、早急に設置してください。詳細につい てお尋ねになりたい方は、最寄りの消防署までご相談ください。



く ございました。 く ご協力ありがとう

S <

	志免町	宇美町	須恵町	粕屋町	篠栗町	久山町	合計
完了数 (不在・拒否含む)	6,620	12,787	8,417	6,434	6,215	2,367	42,840
普及率	57%	48%	57%	57%	53%	56%	54%

問い合わせ

大野城跡の百間石垣

問い合わせ

字美町教育委員会社会教育課

粕屋南部消防組合消防本部 予防課 ☎935-6389

-キング」を開催しい、宇美町では10月 (造から1350年

)確認下さ

南部消防署 ☎935-5111

宇美

町

この文化財紹介

城介

糟屋地区広報

合同企画

よかると、うに のと、うに

この企画は、糟屋地区各市 町の広報担当者が、我が町 をPRし、糟屋地区の地域 振興に貢献することを目的 として行っています

牧棄は (0)

ダ

オキシ

類

出しましょう ル で

間」です。 間は、「県下一斉ごみの不法投棄防止週9月24日(木)~9月30日(水)の1週

くは一千万円以下の罰金又はその併科で禁止されており、五年以下の懲役若しごみをみだりに投棄することは法律 に処せられる重大な犯罪行為です。 また、不法に投棄されたごみであって

せん。繁茂し過ぎた草木を定期的に刈る有者(管理者)が処分しなければなりまも、投棄者が不明の場合はその土地の所 して、不法投棄されにく 、 い 環 境 を i

備しま-

TO TO

ご発不 連見法 絡さ投 くれ棄

だまを目撃

い合わせ	
環境課 3934-2226	

問

0

Ó

2226

サンブルの詳細		測定結果	基準値	試料採取日
最終	地下水 (上流側)	0.062pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下	平成26年 6月23日
処分場	地下水 (下流側)	0.16pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下	平成26年 6月23日
浸出水 処理施設	処理水	0.052pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L 以下	平成26年 6月23日

」 参考)1pg:1兆分の1g、 TEQ:毒性等量

なって. しまいます。

- CORP.

き、宇美町衛生センターで行ったダイオダイオキシン類対策特別措置法に基づ

定結果

キシン類の測定結果を公表します。

いと、河川や海などの汚染や悪臭の原因にれます。しかし、浄化槽を正しく管理しな あり、私たちに快適な生活をもたらしてくは、微生物の働きで汚水を処理する施設で 10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽

|浄化槽の所有者の義務です

毎年1回受けること。 ①保守点検·清掃 毎年 、法律で定められ た回数受け

受ける。
②保守点検や清掃、定期検査は毎年必ず②天ぷら油や生ごみなどは流さない。 |浄化槽を正しく使うために・

浄化槽に関する問い合わせ先

☎0940-36-2475 福岡県宗像·遠賀保健福祉環境事務所

☎947-1800財団法人福岡県浄化槽協会

広報うみ

広報うみ